

XI
83

264.29

文化功労者年金法施行令案要綱

内閣は、文化功労者年金法（昭和二十六年法律第百二十五号）第六条及び第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定すること。

（会議の招集）

第一 文化功労者選考審査会（以下「審査会」という）の会議は、必要に応じて随時会長が招集するものとする。

（議事）

第二 審査会の会議は、会長がその議長とせらるものとする。

第三 審査会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができないものとする。

第四 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

（委員の勤務及び費用の弁償）

第五 委員は、非常勤とする。

第六 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。

（庶務）

第七 審査会の庶務は、文部大臣官庁において処理するものとする。

（議事及び運営の細目）

第八 文化功労者年金法（以下「法」という）及びこの政令に定めるもののほか、審査会の議事及び運営の細目に関し必要な事項は、審査会が定めるものとする。

（年金の支給方法）

第九 法第八条第一項の規定による年金（以下「年金」という）の支給に関する事項は、郵政大臣が行うものとする。

第十 文部大臣は、法第七条の規定により文化功労者を決定したときは、その者に文化功労者年金証書（以下「年金証書」という）を交付すると共に、文化功労者の入会、年金証書の記号及び番号その他必要な事項を遅滞なく郵政大臣に通知するものとする。

11-2
9798

天野	562
----	-----

3 年金は、毎会計年度分を毎年四月一日から六月三十日まで（向において支拂）。但し文化功労者を決定した日の属する会計年度分については、その決定があつた日から三月以内に支拂うものとする。

4 年金の支給は、文化功労者を決定した日の属する会計年度分から開始し、その者が死亡した日の属する会計年度分をもつて終るものとする。

（年金証書及び年金支拂事務の細目）

5 7 年金証書の様式、書換、再交付及び返還その他年金証書の細目については、文部省令で定めるものとする。

8 年金の支拂に關する事務の細目については、郵政省令で定めるものとする。

附則

この政令は公布の日から施行するものとする。

理由

文化功労者年金法の制定に伴い、文化功労者選考審査会の組織及び運営の細目並びに年金の支給方法に關して規定を設ける必要があるからである。

